

改正案	現行
<p>（組織再編成対象会社の範囲）</p> <p>第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したももの他にこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたももの他にこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。</p> <p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）</p> <p>第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め</p>	<p>（組織再編成対象会社の範囲）</p> <p>第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したももの他にこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同法第七百六十三条第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたももの他にこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。</p> <p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）</p> <p>第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め</p>

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一 株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一 株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有し

総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有し

ている場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。
（）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号
に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合
であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな
いで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している
場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八 担保権の実行による特定買付け等

九 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十 株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しに
つき、第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は
法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追
補書類が提出されている場合に限る。）

十一 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主
が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨
の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交
付される株券等の買付け等

十二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約
権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件とし
て当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設
けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換え
に交付される株券等の買付け等

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

ている場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。
（）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号
に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合
であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな
いで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している
場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八 担保権の実行による特定買付け等

九 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十 株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しに
つき、第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は
法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追
補書類が提出されている場合に限る。）

十一 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主
が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨
の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交
付される株券等の買付け等

十二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約
権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件とし
て当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設
けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換え
に交付される株券等の買付け等

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者（特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である株券等の発行者を除く。）が発行する株券等の買付け等

十五 金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が法第五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第五十六条の七第二

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者（特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である株券等の発行者を除く。）が発行する株券等の買付け等

十五 金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が法第五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第五十六条の七第二

項第三号に規定する清算参加者をいう。) が、当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までには当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

十六 株式等売渡請求(会社法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。)による株券等の買付け等(当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合(当該新株予約権証券の全てが第八条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。)には、同法第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。)

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引
- 二 法第二条第八項第十号に掲げる行為(次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)による有価証券(金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。)の取引(当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。)

項第三号に規定する清算参加者をいう。) が、当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までには当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

(新設)

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引
- 二 法第二条第八項第十号に掲げる行為(次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)による有価証券(金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。)の取引(当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。)

イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつてい

ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。））、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるも

イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつてい

ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。））、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるも

のを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

4 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者(法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。)以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二 第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五 第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

のを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

4 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十条各号に掲げる者が公開買付者及びその特別関係者(法第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいい、法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。以下この節において同じ。)以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

二 第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより買付け等をする場合

四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五 第十条各号に掲げる者が、その有する株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

六 第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）により買付け等をする場合

八 会社法第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第百九十二條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第一項若しくは第百四十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは

六 第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）により買付け等をする場合

八 会社法第百十六條第一項、第百九十二條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第一項若しくは第百四十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に

は投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三 第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四 第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五 第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六 第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第五十五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会

関する法律第四百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三 第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四 第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五 第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六 第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第五十五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会

社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百七十四 条第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人の職務を行うべき者、 （指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人		一時自主規制委員の職務を行う者	一時自主規制委員の職務を

社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百七十四 条第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人の職務を行うべき者、 （指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人		一時自主規制委員の職務を行う者	一時自主規制委員の職務を

	人、清算持分会社を代表する清算人、同行つ者 号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者	選任又は選定	選任
--	--	--------	----

（吸収合併継続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
第十九条の三の六 法第百三十九条の十一第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第七百九十七条第六項及び第七項並びに第七百九十八条第一項、第二項、第四項	存続株式会社等	吸収合併継続株式会社金融商品取引所	

	人、清算持分会社を代表する清算人、同行つ者 号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者	選任又は選定	選任
--	--	--------	----

（吸収合併継続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
第十九条の三の六 法第百三十九条の十一第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第七百九十七条第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項	存続株式会社等	吸収合併継続株式会社金融商品取引所	

及び第五項

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)
 第十九条の三の九 法第百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八百六条第五項	金融商品取引法第百三十九条の十六第一項
読み替えられる会社法の規定	前項	同条第二項
	第八百六条第六項及び第七項	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替えられる会社法の規定	第八百七条第一項	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
	第八百七条第二項、第四項及び第五項	消滅株式会社等 新設合併設立株式会社 金融商品取引所

及び第五項

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)
 第十九条の三の九 法第百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八百六条第五項	金融商品取引法第百三十九条の十六第一項
読み替えられる会社法の規定	前項	同条第二項
	(新設) 第八百七条第一項	(新設) 新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替えられる会社法の規定	第八百七条第二項及び第四項	消滅株式会社等 新設合併設立株式会社 金融商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読み替える会社法
 替え)

第十九条の三の十 法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百八条第五項	読み替える字句
		第三項	金融商品取引法第百三十九條の十六第一項
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	前項	同条第二項
		消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百八条第六項から第八項まで	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
		消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百九条第一項	新設合併設立株式会社 金融商品取引所
		消滅株式会社等	新設合併設立株式会社 金融商品取引所
第八百九条第二項、第四項、第五項、第八項	消滅株式会社等	新設合併設立株式会社 金融商品取引所	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読み替える会社法
 替え)

第十九条の三の十 法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百八条第五項	読み替える字句
		第三項	金融商品取引法第百三十九條の十六第一項
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	前項	同条第二項
		消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百八条第六項	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
		消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	第八百九条第一項	新設合併設立株式会社 金融商品取引所
		消滅株式会社等	新設合併設立株式会社 金融商品取引所
第八百九条第二項、第四項、第六項及び	消滅株式会社等	新設合併設立株式会社 金融商品取引所	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所

七項及び第八項

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株券等の提出について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十三 法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項(第四号に係る部分に限る。)及び第二百九十九条第二項(第四号に係る部分に限る。)の規定に掲げる行為をする場合について、法第四百四十四条第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十九条第二項第四号及び第二百九十九条第二項第四号	第七百四十九条第一項に規定する吸収合併株式会社又は第七百五十二条第一項に規定する新設合併設立会社	金融商品取引法第三百二十九条第一号に規定する吸収合併株式会社金融商品取引所又は同法第三百二十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所

2) 法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項(法第四百四十四条第一項にお

第七項

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十三 (新設)

法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項(法第四百四十四条第一項にお

いて準用する会社法第二百九十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百四十条第三項（各号を除く。）	読み替えられる字句	読み替える字句
	前二項	第一項
これらの	同項の	

（合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の三の十四 法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定 第八十条第三号	読み替えられる字句 会社法第七百九十九条第二項	読み替える字句
		金融商品取引法第百三十九条の四第五項において準用する同法第百一条の四第二項
同条第三項	同法第百三十九条の四第六項	
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第	金融商品取引法第百四

いて準用する会社法第二百九十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百四十条第三項（各号を除く。）	読み替えられる字句	読み替える字句
	前二項	第一項
これらの	同項の	

（合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の三の十四 法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定 第八十条第三号	読み替えられる字句 会社法第七百九十九条第二項	読み替える字句
		金融商品取引法第百三十九条の四第四項において準用する同法第百一条の四第二項
同条第三項	同法第百三十九条の四第五項	
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第	金融商品取引法第百四

第八十条第八号	五項	第十三条第二項
会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第三百十九条の三第六項において準用する同法第一条の四第二項	
第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	第三百三十九条の三第七項	
第八十一条第八号		金融商品取引法第三百十九条の五第六項において準用する同法第一条の四第二項
会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第三百三十九條の五第七項

2 法第三百三十六條第二項第一号に掲げる場合について、法第四百四十五條第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八十条第八号	五項	第十三条第二項
会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第三百十九条の三第五項において準用する同法第一条の四第二項	
第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	第三百三十九条の三第六項	
第八十一条第八号		金融商品取引法第三百十九条の五第五項において準用する同法第一条の四第二項
会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第三百三十九條の五第六項

2 法第三百三十六條第二項第二号に掲げる場合について、法第四百四十五條第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文 同条第三項	金融商品取引法第三百十九条の九第一項本文 同条第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第三百十九条の十二第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	金融商品取引法第四百十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第三百十九条の三第六項において準用する同法第一条の四第二項
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	金融商品取引法第三百十九条の十五第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第	金融商品取引法第三百十九条の五第六項にお

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文 同条第四項	金融商品取引法第三百十九条の九第一項本文 同条第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第三百十九条の十二第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	金融商品取引法第四百十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第三百十九条の三第五項において準用する同法第一条の四第二項
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	金融商品取引法第三百十九条の十五第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第	金融商品取引法第三百十九条の五第五項にお

	<p>八百十三条第二項において準用する場合を含む。</p> <p>）</p>	<p>いて準用する同法第百一条の四第二項又は同法第百三十九条の十九において準用する同法第百三十九条の十二第二項</p>
<p>八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む）</p>	<p>第百三十九条の五第七項又は同法第百三十九条の十九の規定により準用する同法第百二十九条の十二第三項</p>	<p>第百三十九条の五第七項又は同法第百三十九条の十九の規定により準用する同法第百二十九条の十二第三項</p>

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第百六十六条第二項第二号二に規定する政令で定める事実、次に掲げるものとする。

一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

	<p>八百十三条第二項において準用する場合を含む。</p> <p>）</p>	<p>いて準用する同法第百一条の四第二項又は同法第百三十九条の十九において準用する同法第百三十九条の十二第三項</p>
<p>八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む）</p>	<p>第百三十九条の五第六項又は同法第百三十九条の十九の規定により準用する同法第百二十九条の十二第三項</p>	<p>第百三十九条の五第六項又は同法第百三十九条の十九の規定により準用する同法第百二十九条の十二第三項</p>

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第百六十六条第二項第二号二に規定する政令で定める事実、次に掲げるものとする。

一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

- 三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- 四 親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動
- 五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
- 六 不渡り等
- 七 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- 八 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- 九 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止
- 十 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- 十一 資源の発見
- 十二 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- 十三 特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務

- 三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- 四 親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動
- 五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
- 六 不渡り等
- 七 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- 八 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- 九 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止
- 十 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- 十一 資源の発見
- 十二 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- （新設）

執行を決定する機関をいう。第二十九条の二の五第六号において同じ。）が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。同号において同じ。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等

四 不渡り等

五 特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等

六 特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合に

四 不渡り等

五 特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等

（新設）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合に

は、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。
（が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（株式等売渡請求により当該株券等を買集める行為を除く。以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

は、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。
（が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

